

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和62年3月

申立期間①当時は、送られてきた納付書により、仕事先の近くの銀行などで国民年金保険料を自分で納めていた。申立期間②の保険料は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。妻によると、納付書で当時のA金庫B支店かC郵便局で納めていると思うとのことである。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和48年度以降は申立期間を除き未納期間は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認できること、申立期間①及び②の前後を通じて住所や職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がみられないことから、3か月及び1か月と短期間である申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月及び 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月
② 昭和 62 年 3 月

結婚後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納めていた。申立期間①については、厚生年金保険に加入するため、自分でA市役所へ国民年金を辞める手続に行き、そこで保険料を納付していると思う。申立期間②は、送られてきた納付書で、当時のB金庫C支店かD郵便局で保険料を納めていると思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、厚生年金保険加入のため、A市役所で国民年金被保険者の資格喪失手続をしたとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録により、国民年金被保険者資格の喪失手続が申立期間の保険料の現年度納付が可能な昭和 56 年 2 月ころに行われたことが確認できることから、資格喪失手続時に申立期間①の国民年金保険料を市役所で納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間①は1か月と短期間である。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料を現年度納付していることが社会保険庁の記録により確認でき、申立期間②の前後を通じて住所やその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がみられないことから、1か月と短期間である申立期

間②の国民年金保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月及び47年4月から48年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年12月
② 昭和47年4月から48年12月まで

亡き父が国民年金加入手続をしてくれ、国民年金保険料の納付についても父がしてくれていた。私の所持する領収証書及び社会保険事務所の調査により、申立期間前後の記録が未納から納付済みに訂正されたこともあり、申立期間についても父の性格から考えると保険料を納付していたはずである。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金加入手続及び保険料の納付を行ってくれたとしているところ、その父は5年年金に加入し保険料を納付済みであり、その母も60歳まで保険料を完納しており、申立人家族の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①直後の昭和47年1月から同年3月までの期間、申立期間②直後の49年1月から同年3月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間について、A市の被保険者名簿により納付済みの記録が確認できたことなどにより未納から納付済みに記録訂正されている上、申立人の国民年金被保険者資格の種別変更の記録についてもA市の記録と社会保険事務所の記録とが異なっていたために記録訂正されており、申立人の記録管理に度重なる行政側の不備が認められることから、申立期間①及び②についても何らかの事務過誤により納付済みであったもの

が未納とされた可能性も否定できない。

さらに、申立期間①は1か月と短期間であり、申立期間②は21か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月、54年1月から同年3月までの期間及び59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年3月
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和59年4月から60年3月まで

20歳になったのを契機に、母親に勧められ国民年金に加入した。以来、厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付しており、納付し忘れた場合には、間が空かないように後日納付書を作成してもらい、保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときに国民年金に加入し、平成2年4月に厚生年金保険に加入するまでは国民年金保険料を納付し、納付し忘れた場合には、納付書を作成してもらい、過年度納付したとしているところ、昭和53年1月から同年3月までの期間及び58年2月から同年3月までの期間については、それぞれ過年度納付されており、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立期間①、②及び③の各申立期間前後の国民年金保険料は現年度納付済みであること、申立期間①は1か月、申立期間②は3か月及び申立期間③は12か月と短期間であること、並びに各申立期間当時、職業、住所など生活状況に大きな変化はないことから、各申立期間について保険料を納付できなかった特段の事情は見受けられず、各申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から49年9月までの期間及び50年3月から52年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から49年9月まで
② 昭和50年3月から53年3月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和54年にA地に転居してからテレビ等で国民年金保険料を納付していないと将来年金がもらえないが、今ならさかのぼって保険料を納付することができる」と聞き、B町役場の窓口で6年間分の保険料として約30万円を現金で支払ったと記憶している。役場の窓口で中年の女性に支払った記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B町に転居してからテレビ等の報道で国民年金保険料を納付していないと将来年金が受給できないが、今ならさかのぼって保険料を納付できると聞き、昭和55年3月ころ、B町役場の窓口で約30万円を納付したと主張しているところ、申立期間のうち、制度上特例納付できない任意加入期間となっている52年2月から55年3月までの期間を除いた45年10月から49年9月までの期間及び50年3月から52年1月までの期間について特例納付した場合には、特例納付保険料は28万4,000円となり、申立人が主張する額におおむね一致する。

また、口頭意見陳述においても、特例納付保険料の工面などについて預金通帳等により具体的に申し立てていることから、申立人の主張に信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から49年9月までの期間及び50年3月から52年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 56 年 9 月までの期間及び平成 2 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 56 年 9 月まで
② 平成 2 年 11 月

私は、結婚してA国に渡ったので、母が国民年金の加入手続と申立期間①の国民年金保険料を納付してくれた。また、申立期間②の保険料は、夫が平成 2 年 11 月ころは無職であったため、国民年金保険料を納付することができなかったが、後日、まとめて納付したことを覚えている。今回、年金問題で申立期間①及び②が未納となっていることが分かった。保険料は、母と私が納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚してA国に行ったので、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付も申立人の母がし、その母が保険料を納付したことを示すメモを見たことがあるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同人が出国した昭和 55 年 7 月 30 日の前月の同年 6 月に払い出されており、申立人が出国する前に申立人の母が加入手続を行ったと推認できること、当該時点で 53 年 8 月から 55 年 3 月までの期間は過年度納付できる期間であり、55 年 4 月から 56 年 9 月までの期間は現年度納付できる期間であること、申立人が外国で居住していた期間のうち、56 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の保険料が納付されていることが社会保険庁の記録から確認できることから、申立人の母が納付したとする申立人の主張に信憑性が認められる。

また、B市の被保険者名簿の記録では昭和 56 年 10 月以降が納付済み

となっているものの、同市の国民年金被保険者記録票では、56年4月から同年9月までの期間が納付済みで同年10月から57年3月までの期間が未納になっており、社会保険庁の記録では56年4月から同年9月までの期間は未納で、同年10月から57年3月までの期間が納付済みとなっていること、及びB市の被保険者名簿では、56年10月から59年3月までの期間の保険料の納付記録欄に過年度納付の「過」のスタンプが1期ごとに押されており、過年度納付により納付したことになっているが、社会保険庁の記録では現年度納付になっていることから、行政機関側の記録管理に齟齬^{そご}が見られる。

さらに、過年度納付について、昭和56年10月から59年3月までの2年6か月と時効期間を超えて納付されていることから、複数回にわたって国民年金保険料を過年度納付されたと推認でき、国民年金手帳払出後の期間についても過年度納付により納付した可能性は否定できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②後の平成2年12月から3年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、過年度納付月の前月の1月分のみを納付していないとするのは不自然である上、申立期間②は1か月間と短期間である。
- 3 申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から45年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、両親に勧められ国民年金に加入した。国民年金保険料は、A区役所から納付書が送達されたので、同区役所の出張所、B銀行C支店及び郵便局で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、40年以上も前のことで国民年金保険料の額は覚えていないが、A区役所D出張所に行き保険料をまとめて納付した記憶があるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月から同年6月までの間に払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳は45年5月23日に発行されていることから、同年5月ころに加入手続を行ったと推認でき、当該時点において、43年4月から45年3月までの保険料は過年度納付によりまとめて納付できることから、申立人がまとめて納付したとする記憶に信憑^{びよう}性が認められる。

しかし、国民年金手帳記号番号が発行された昭和45年5月23日時点では、申立期間①のうち、40年2月から43年3月までの期間は時効により納付できない。

2 申立期間②について、申立期間②を含む昭和45年4月から60歳になるまでの国民年金の加入期間35年間のうち、申立期間のみが未納とな

っているのは不自然であり、しかも申立期間②の前後は納付済みとなっている上、申立期間②は3か月間と短期間である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 55 年 3 月まで
年金加入手続が住民票の移動を伴う転出入や結婚とほぼ同じ時期であったことから、申立期間の国民年金保険料を納付したことははっきり覚えている。実家の A 市にいた時は、市役所の窓口で納付書に従い納付し、結婚後、B 区にいた時は、C 出張所や郵便局で納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 10 月に会社退職後、A 市で国民年金に加入し、結婚後の同年 12 月からは国民年金に任意加入し、転居の都度の住所変更や結婚後の氏名変更手続、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続も適切に行っている上、申立期間を除く国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、国民年金制度に対する理解及び保険料の納付意識は高いと考えられる。

また、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付が結婚前後の時期であったことから、申立人は納付状況、納付場所等を明確に記憶しており、国民年金加入当初から保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の夫は結婚前から同じ会社に勤務しており、経済状況に変化が無かったことを考えると、結婚後の申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情はうかがえない。

さらに、申立期間は、18 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、A 県に住んでいたころ家事手伝いをしていたので、両親が国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれた。昭和 43 年 10 月に結婚し B 市に転居してからは、自分で国民年金保険料を毎月きちんと納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を毎月きちんと納付してきたとしているところ、申立人は 20 歳から 60 歳に到達するまで国民年金の被保険者となっており、申立期間の 3 か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから納付意識の高いことがうかがわれる。

また、申立期間の前後は納付済みとなっており、申立人に 3 か月間と短期間である申立期間について、納付できない特別な事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料及び59年7月から平成元年10月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から同年12月まで
② 昭和59年7月から平成元年10月まで

申立期間①については、父親が妻の分とともに国民年金保険料を納税組合を通じて納付していた。申立期間②については、父親が農業者年金を受給する要件として、私が農業者年金に加入する必要があったので、昭和59年7月に同年金に加入したが、付加年金が強制加入であることは知らなかった。時期は憶えていないが、A市役所国民年金課から、処理のミスで付加年金の収納を忘れていたという電話があり、出向いたところ「今までの分を納付すれば良い」とのことだったので、後日郵送されてきた納付書によりB農協C支店で納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金保険料を同居の申立人の父親が申立人の妻の分の保険料とともに納税組合を通じて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、申立期間①中の昭和47年10月であり、申立期間①前後の期間は保険料を納付している上、当時、同居していた申立人の父親及び妻は、申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間①が未納になっているのは不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、その父親が農業者年金を受給する要件として農業者年金に加入する必要があったので、昭和59年7月に同

年金に加入したが、その後、A市役所国民年金課から、事務処理のミスで付加保険料の収納を忘れていたという連絡があり、後日郵送されてきた納付書により、B農協C支店で納付したとしているところ、農業者年金加入者は必ず付加保険料を納付しなければならないことになっており、申立人は、申立期間②当初の59年7月に農業者年金に加入し、申立期間②の定額保険料を納付したことが確認できることから、申立期間②の付加保険料のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、昭和59年7月の農業者年金加入以降、申立期間②を除き定額保険料と付加保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲が高いものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和47年7月から同年12月までの期間の国民年金保険料及び59年7月から平成元年10月までの期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 9 月まで

結婚していた姉達が国民年金に任意加入していたため、自分も国民年金に加入したいと思い、昭和 48 年 6 月 19 日に国民年金に任意加入した。夫の仕事の関係で何度か転居をしたが、その都度、住所変更届けを市役所に提出し国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 6 月に国民年金に任意加入した以後、申立期間を除き、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで、148 か月にわたり国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人の夫の転勤により住所の移動は多かったが、その都度、住所変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲が高かったと考えられ、6 か月と短期間の申立期間を未納とするのは不自然である。

さらに、申立人の申立期間直後の昭和 50 年 10 月、同年 11 月及び 51 年 3 月については、A 市（現在は B 市）保管の申立人の被保険者名簿に保険料の納付記録が確認されたため、社会保険庁の納付記録が平成 20 年 10 月 24 日に未納から納付済みに訂正された経緯があり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に納付したはずであり、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その夫の分と一緒に納付したはずであると主張しているところ、申立人及びその夫の保険料の納付日が確認できる昭和 59 年 4 月以降については、夫婦一緒に納付していたことが確認でき、かつ、申立期間の夫の保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人の申立期間直前の昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの保険料が平成 20 年 4 月に至り未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理に誤りが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日は、昭和56年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月31日から56年1月1日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和55年12月31日となっているが、実際に同社同支店に勤務していたのは同日までであり、56年1月1日に同社D本店に転勤した。同社C支店での厚生年金保険被保険者資格喪失日は同日であるべきである。39年4月から平成13年3月まで一貫して同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に昭和39年4月1日から死亡した平成13年3月18日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、同社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書で、事業主が申立人の同社C支店での資格喪失日を昭和56年1月1日と届け出たことが確認できる上、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者期間に空白期間は無いと回答している。

なお、事業主が同通知書において、申立人と一緒に届け出た社員3人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、E社会保険事務所が保管していた被

保険者原票には、届出どおり昭和 56 年 1 月 1 日と記載されているが、申立人の資格喪失日だけが、理由は定かではないが 55 年 12 月 31 日と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 56 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 56 年 1 月 1 日とすることが必要である。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立期間の申立人の標準報酬月額については、昭和 55 年 11 月が 30 万円であり、同社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書にも申立人の同月額が 30 万円と記載されていることから、同額の 30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は昭和48年3月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

昭和42年4月20日に株式会社Bに入社し48年10月19日に退職するまで、転勤はあったが一貫して同社に勤務していた。社会保険庁の記録では、株式会社Aから株式会社BのC店への転勤時に、厚生年金保険の加入記録が1か月抜けている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が管理しているB厚生年金基金加入員台帳によると、申立人の株式会社Bでの厚生年金基金の加入日は昭和42年4月20日、喪失日は48年10月20日と記録されており、途中に加入期間の空白期間は無い。

また、同社が保管していた厚生年金基金加入員資格喪失届により、申立人の株式会社Aでの資格喪失日は昭和48年3月1日と記載されていることが確認できる上、同社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は複写式の様式を使用していたと思う」と供述している。

さらに、申立期間当時に株式会社BのC店で社会保険事務を担当していた社員からも、「株式会社Aは昭和48年2月28日に閉鎖した。同店に勤務していた従業員は、同年3月1日に株式会社BのC店に転勤した。この転勤時に厚生年金保険の加入期間に空白期間ができるのは考えられない。当時使用していた厚生年金保険の届出書は複写式であり、厚生年金基金、健康保険組合、社会保険事務所に同一内容の届けを提出した。D社会保険事

務所が保管している事業所索引簿でAの全喪日が同年2月28日になっていることについては分からない」と供述している。

一方、株式会社Bの総務人事部に確認したところ、「株式会社Aには約20人の社員が勤務していたが、E法の規制緩和により、株式会社BのC店に統合された。昭和48年2月28日も営業していた」との回答があった。このことから、社会保険庁の記録では、同日は適用事業所となっていないが、株式会社Aは当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年3月1日に株式会社Aで厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同日とすることが必要である。

なお、昭和48年2月の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける同年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年10月を38万円に、同年11月から12年3月までを36万円に、同年4月から13年7月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から15年5月31日まで
株式会社Aに平成4年4月1日から15年5月31日まで勤務しているが、この間の標準報酬月額記録と、実際にもらった給与に見合う標準報酬月額が違っている。9年1月から13年12月まで給与明細書を所持しており、その他の申立期間についても確定申告書があるので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された給与明細書において控除されている厚生年金保険料により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成11年10月は38万円、同年11月から12年3月までは36万円、同年4月から13年7月までは20万円であることが確認できる。

一方、申立期間のうち、平成9年1月から11年9月までの期間及び13年8月から同年12月までの期間については、給与明細書における厚生年金

保険料控除額と、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う控除額が一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成4年11月から8年12月までの期間及び14年1月から同年12月までの期間については、申立人から提出された確定申告書における社会保険料控除額と、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う控除額がほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成4年1月から同年10月までの期間及び15年1月から同年4月までの期間については、「平成4年10月までは正規の標準報酬月額を届け出ていた」との事業主の供述及び社会保険事務所の記録から、申立人の主張する標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

以上のことから、申立人の標準報酬月額の記録については、平成11年10月は38万円、同年11月から12年3月までは36万円、同年4月から13年7月までは20万円とすることが必要である。その他の申立期間については記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たと供述していることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を平成6年11月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から同年11月1日まで
② 平成6年11月1日から同年11月16日まで
③ 平成6年11月16日から同年12月1日まで

私は、平成6年9月1日から同年11月30日まで株式会社Aに勤務していたが、社会保険庁の記録では平成6年11月1日から同年同月15日までが厚生年金保険被保険者期間となっている。また、当時の給与は24万円であり、厚生年金保険料は24万円の標準報酬月額で控除されていたと思うが、社会保険庁の記録では当該期間が9万2,000円になっているのは納得できない。被保険者期間と標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月は24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年6月30日以降の同年7月6日付けで、申立人を含む10数人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該訂正処理日は、申立人が当該事業所を退職した8か月後であることから判断すると、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②の標準報酬月額に係る有効

な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年11月は24万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は平成6年9月1日から株式会社Aに勤務したと申し立てているが、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、同年11月1日であり、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間①に厚生年金保険料を給与から控除されていたかは不明と供述しており、照会した同僚13人も申立期間①における保険料控除については不明又は無かったと供述している。

さらに、申立人は、申立期間①は仕事も無く、事務所設備も揃っていなかったと供述している上、同僚も当該会社の本格的な立ち上げは同年10月末ころであると供述していることを踏まえると、厚生年金保険料の控除は無かったものと考えられる。

加えて、申立期間①における雇用保険の記録は無く、厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、申立てどおりの資格喪失日であるかは確かではないと供述しているとともに、照会した同僚13人は、申立期間③に勤務していたかは不明と供述していることから勤務実態は不明である。

また、申立人の申立期間③（平成6年11月分）に係る厚生年金保険料の控除については、申立期間②（平成6年11月分）と同じ厚生年金保険料控除対象月であり、同月の厚生年金保険被保険者期間としての記録があることから、仮に申立期間③を申立てどおりの記録に訂正したとしても、厚生年金保険の加入月数は変わらない。

さらに、申立期間③に係る社会保険庁の厚生年金保険の資格喪失日は、事業主の届出に基づくものと推認されるとともに、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料（申立期間②（平成6年11月分）の厚生年金保険料）を事業主により給与から控除されていたと認められるものの、当該期間に申立事業所に勤務していたものと認められないことから、申立期間③に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から7年8月31日まで

私は申立期間当時、父親が経営する有限会社Aで働いていたが、同社では役員ではなく、1従業員として働き、経営の細部にはまったく関与していなかった。私の申立期間の標準報酬月額は28万円だったが、平成7年9月20日に6年12月から7年3月までは15万円に、同年4月から同年8月までは9万8,000円に遡及^{そきゅう}して訂正されている。当時、給料が減額されたことはなく納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が勤務していた有限会社Aは申立人の平成6年12月1日からの標準報酬月額は6年12月26日に一旦は28万円に変更されていた。しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年8月31日より後の同年9月20日に6年12月から7年3月までが15万円に、同年4月から同年8月までが9万8,000円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できる。

また、申立人の父親は申立期間当時、有限会社Aの代表取締役として経営の一切を仕切っており、申立人の母親も取締役であったが、申立人は従業員として働いており、複数の元同僚や同社を担当していた社会保険労務士は、申立人は会社経営の細部には直接関与していなかったと述べており、標準報酬月額の減額訂正について関与する立場になかったことが推認できる。

さらに、複数の元同僚が破産管財人など外部の第三者が標準報酬月額の引下げに関与した事実がなかったとしている。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡^{そきゅう}及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年8月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月から20年8月まで

私は、昭和17年4月から20年8月まで関東各地から集められた仲間とともに当時、A地に本社・工場があったB株式会社でCとして働いた。

同社「D本社・工場」にいた昭和17年6月から19年1月までの加入記録はあるが、同社「E工場」に異動した19年1月から徴用解除になった終戦の日までの後半の記録が無く、何度も社会保険事務所などに出向いたり、手紙を出して確認を依頼したが不明であった。

社会保険事務所の話では、給料の明細書や同僚の供述があれば、記録訂正の可能性はあるということだったが、個人ではどうすることもできず、今日に至っている。終戦まで健康保険で通院していた記憶があり、申立期間も厚生年金保険に加入していたと考えているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB株式会社E工場における複数の同僚の供述から、昭和19年1月から20年8月まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録では、当該事業所の申立期間における厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できる。

さらに、申立人とともにB株式会社D工場から同社E工場に異動した同僚の一人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間において同社E工場と思われる記録が確認できる。

一方、照会したF社会保険事務所によれば、当時、当該事業所を管轄していた社会保険事務所は戦時中に激しい爆撃を受けて多くの資料を焼失したとしており、申立人の勤務していた事業所に係る資料も焼失した可能性が大きい。

以上の事実を前提にすると、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定をさせることは不可能を強いるものであり、申立人等にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険料の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時は保険出張所)に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年8月15日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立期間①については、当該期間のうち平成11年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月12日とし、同年6月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年6月1日から同年7月末まで

② 平成12年6月1日から13年3月1日まで

社会保険庁の記録によれば、株式会社Aに平成11年6月1日から同年7月末まで勤務していたのに、厚生年金保険未加入になっている。

申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B株式会社（申立期間当時の厚生年金保険適用事業所としての事業所名は、C株式会社）に勤務していた期間の標準報酬月額が給与明細書から確認できる金額と違う。

申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出のあった平成11年6月及び同年7月の支払明細書から判断すると、申立人が株式会社Aに勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料に相当すると思われる金額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、平成11年7月の支払明細書における基本給を日割り計算すると資格喪失日は同年7月12日と推認されるため、厚生年金保険法第19条第1項によれば「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月

の前月までをこれに参入する。」とされているとともに、同法第 81 条第 2 項によれば「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから、被保険者資格を喪失した同年 7 月の厚生年金保険料が控除されていることをもって、資格の喪失月に当たる同年 7 月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 7 月支給の給与から控除された同月分の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

また、平成 11 年 6 月の標準報酬月額については、支払明細書の控除保険料に応じた 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者縦覧照会回答票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間①のうち同年 6 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、当該期間のうち平成 12 年 6 月及び同年 7 月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人から提出のあった申立期間②のうち平成 12 年 8 月から 13 年 2 月までの給与明細書における厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録における申立人の標準報酬月額と一致していることから、事業主は当該期間について、申立人の給与から社会保険庁のオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

さらに、申立期間②について社会保険庁のオンライン記録によれば、標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和48年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月26日から同年9月21日まで
社会保険庁の記録によれば、株式会社Aにおける資格喪失日が昭和48年2月26日となっている。出産のための退職だったが、もっと長く勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが当委員会へ提出した申立人の退職届の写し及び文書によれば、申立人は同社に昭和48年9月20日まで在籍していたと推認できる。

そして、同社は事務処理誤りにより昭和48年2月26日に厚生年金保険の資格を喪失させた可能性が高いこと及び申立人の申立期間に係る厚生年金保険料については、申立人の給与から控除していたものと推測されることから、未払いになっていると推測される保険料の精算手続に応じるとしている。

以上のことから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同社における昭和48年1月の社会保険庁のオンライン記録から4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

上記の理由により、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 2 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA局Bにおける資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から同年12月1日まで

昭和45年4月9日にCに臨時雇用員として就業し、同年5月1日にDに異動となり臨時雇用員でそのまま就業し、同年12月1日に準職員となって、Eに勤務を命じられた。同年11月は、D臨時雇用員として23日間就業しており、同年12月1日に準職員発令まで継続して勤務していた。このことは、Fの職務履歴にも記録されており、1か月だけ加入期間が抜けているのはおかしいので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G株式会社H支社により証明されたIに係る申立人の職務履歴及びJの回答によると、申立人は、昭和45年4月9日にA局Cに臨時雇用員(K)として就業し、その後、同年5月1日にDに異動し、同じ臨時雇用員(K)として同年12月1日に準職員となってEのLを命ぜられるまで、同所において業務内容、勤務形態に変更無く継続して勤務していたことが確認できることから判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁で管理している申立人のA局Bにおける昭和45年10月の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険庁の記録におけるA局Bの資格喪失日（離職日の翌日）が雇用保険の記録における資格喪失日（離職日）と合致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和45年11月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月29日から52年1月10日まで
社会保険庁の記録では、A社での資格喪失日が昭和51年12月29日となっているが、実際には52年1月10日まで出勤していた。
失業保険の受給手続のため職業安定所に行ったとき、職員から、最後の給与支払明細書控を保存しておくように言われて保存していた昭和52年1月分の給与支払明細書には、給料から控除された厚生年金保険料の記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が提出したA社に係る昭和52年1月分給与支払明細書控の賃金計算対象期間が51年12月11日から52年1月10日までであること、申立人の退職日について複数の同僚が年末であったと記憶していること、及び雇用保険の被保険者資格記録の離職日が51年12月31日と記録されていることから、申立人は同日まで当該事業所において継続して勤務していたと確認でき、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は52年1月1日であったと認められる。

また、当該給与支払明細書控から、事業主による厚生年金保険料の控除が確認できるが、当該事業所では厚生年金保険料は翌月の給与から控除されていたと複数の同僚が供述しており、同明細書に記録された厚生年金保

険料は、昭和51年12月の保険料と認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和52年1月1日であったと認められることから、申立人の当該事業所における被保険者資格喪失日を同日に訂正し、51年12月における申立人の標準報酬月額を、給与支払明細書控において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額の8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっており供述を得ることができず、かつ、その遺族も、履行を確認できる資料を保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

一方、申立期間のうち、昭和52年1月1日から同月10日までの期間については、複数の同僚の供述から、申立人の勤務実態が認められず、前述したとおり、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の期間と認められる上、申立人が、同月1日付けで国民年金被保険者となった記録がある。

なお、仮に当該期間を訂正した場合においても、年金額の算定の基礎となる加入月数は変わらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和52年1月1日から同月10日までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和56年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月から同年5月までは17万円、同年6月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月16日から同年7月16日まで

昭和56年3月16日にB株式会社を退社後、同日付けで関連会社の株式会社Aに入社した。販売店に派遣されたので同じ会社の同僚等はいなかったが、同年4月から同年7月までの給与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書及び株式会社Aの厚生年金保険料は翌月の給与から控除していた旨の回答から、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、当該給与明細書において確認できる控除保険料額から、昭和56年3月から同年5月までは17万円、同年6月は20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っておらず、申立期間に係る保険料は納付していないことを認めており、当該事実は株式会社Aから提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により確認できることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年12月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、平成8年5月から9年11月までの標準報酬月額が、実際の給料（59万円以上）より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年5月から9年11月まで59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社について、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年12月21日以降の同月26日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が8年5月から9年11月までは11万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、申立期間当時、同社の商業登記簿謄本から取締役を務めていたことが確認できるとともに、副社長の肩書きで社会保険事務に携わっていたことが、複数人の同僚の供述があり、申立人も認めるところである。

しかしながら、申立人及び事業主は、「全喪の日に事業所は閉鎖し、その日以降、申立人は業務に関わっていない。それ以降は、会社の印は弁護士（故人）に預け、事業主の指示の下で管理していたので、申立人が遡及^{そきゅう}

訂正処理に関わることはない。」と供述していることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正には関与していないと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から平成8年5月から9年11月までを59万円に訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年12月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、平成8年5月から9年11月までの標準報酬月額が、実際の給料(59万円)より低い金額に訂正されていることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年5月から9年11月まで59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A株式会社について、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年12月21日以降の同月26日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が8年5月から9年11月までは11万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、同社の商業登記簿謄本から取締役を務めていたことが確認できるが、当時の複数の社員が、「申立人は、営業で社会保険事務に関与していなかった。」旨それぞれ供述していることや、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められることから、申立人が、自身等の標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額から平成8年5月から9年11月までを59万円に訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から13年12月31日まで
株式会社Aで取締役を務めていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給料より低い金額に引き下げられている。減額訂正をした覚えがないので、減額前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年12月から13年11月まで44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月31日より後の14年1月16日付けで、申立人と事業主の二人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を9万8,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゅう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、事業主の叔父であり、当該事業所の取締役であったが、甥である事業主のB氏の供述によると、「訂正処理は自分が行ったが訂正については伝えたはず。」としているところ、申立人は「当時、外勤の営業をしており、経営不振で、給料も遅配となり、資金繰りに苦労していたこと、及び社会保険料を滞納しているという話は聞いたことがあるが、訂正については、聞いていない。」としている。

さらに、当時社会保険事務を行っていた事業主の妻及び社会保険関係の

事務の代行をしていた社会保険労務士も、申立人は営業をしていて社会保険事務に関与はしていなかったとしている。

このほか、申立人が記録の訂正に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出たとおり、平成11年12月から13年11月までを44万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月1日から同年9月16日まで
合資会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の記録において、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたが、合資会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成14年9月16日より後の同年10月4日付けで、同年3月1日にさかのぼって19万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人提出の賃金台帳により、申立期間の一部期間について、訂正前の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正には関与していないと主張しているところ、合資会社Aの登記簿謄本から、申立人が責任社員ではなかったことが確認できる上、当該訂正処理は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成14年9月*日より後であることから、申立人が当該訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があ

ったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 30 万円とする必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月1日から同年9月16日まで
合資会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の記録において、当初36万円と記録されていたところ、合資会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成14年9月16日より後の同年10月4日付けで、同年3月1日にさかのぼって24万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人提出の給与明細書及び賃金台帳により、申立期間の一部期間について、訂正前の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成14年当時、病気であった合資会社Aの無限責任社員に代わって代表を代行していたが、標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正には関与していないと主張しているところ、同社の登記簿謄本から、申立人が責任社員ではなかったことが確認でき、同僚からも同社経営のBであったとの供述がある上、当該訂正処理は、同社がC地方裁判所から破産宣告を受けた平成14年9月*日より後であることから、申立人が当該訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

これらを総合的に判断すると、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 36 万円とする必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から4年8月21日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成3年9月1日から4年8月21日までの期間に係る標準報酬月額が、5年5月13日に実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年9月から4年7月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年8月21日より後の5年5月13日において、53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は株式会社Aの取締役であったことが、同事業所の商業登記簿謄本で確認できるものの、申立人は営業担当であり、社会保険事務を含む経理事務は、グループ会社の役員を兼務する他の取締役が行っていたと申し立てているほか、複数の同僚も申立人は営業統括者であったと供述している。

さらに、同事業所に係る当該減額訂正は平成5年5月13日に行われているところ、申立人は次の勤務先(株式会社B)における雇用保険の被保険者資格を4年9月8日に、厚生年金保険の被保険者資格を同年10月1日に取

得していることから、株式会社Aにおける減額訂正に係る届出について関与する立場になかったことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を平成元年8月24日、資格喪失日を2年2月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、元年8月及び同年9月を18万円、同年10月から2年1月までを17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月24日から2年2月12日まで

昭和64年1月からB株式会社に勤務していたが、経営悪化により平成元年8月にA株式会社に経営が引き継がれ、私も継続して勤務した。A株式会社に勤務した同年8月24日から2年2月12日まで、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険に加入しているものと思っていたが、社会保険庁の記録では国民年金に加入（保険料は未納）していたことになっている。厚生年金保険料を控除されていた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録により、申立人は平成元年3月1日から同年10月6日まではB株式会社で、同年10月7日から2年2月5日までA株式会社で勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出したA株式会社の給与明細書によると、平成元年9月から2年1月まで事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額は、給与明細書から平成元年8月及び同年9月は18万円、同年10月から2年1月までは17万円とするこ

とが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によると、A株式会社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いことが確認できる。しかし、C区に所在したA株式会社は、商業登記簿により法人事業所であることが確認できること、及び申立人に加え複数の元同僚の供述によると、申立期間当時、同社の従業員は少なくとも十数人以上いたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

このため、事業主は、申立人の申立期間において、適用事業所として社会保険事務所に適用の届出をしなければならないところ、届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成2年2月から同年6月までは22万円、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月から3年9月までは28万円、同年10月から7年9月までは26万円、同年10月から11年3月までは28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から11年4月30日まで
社会保険事務所からの連絡により、有限会社Aにおける被保険者期間については、平成11年5月において、標準報酬月額が2年2月までさかのぼり9万2,000円に引き下げられていることがわかった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成11年4月30日)の後の11年5月20日付けで、申立人の標準報酬月額が2年2月から同年6月までは22万円から9万2,000円に、同年7月から同年9月までは26万円から9万2,000円に、同年10月から3年9月までは28万円から9万2,000円に、同年10月から7年9月までは26万円から9万2,000円に、同年10月から11年3月までは28万円から9万2,000円にそれぞれ遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できるが、社会保険庁において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、Aは有限会社であり、商業登記簿に記載された取締役は、事業主である申立人の父親(平成19年7月逝去)のみであり、申立人は、役員として登記されていないほか、同社が一時期、保険料を滞納していた事実を把握していたものの、当該標準報酬月額の減額訂正には関わっていないか

ったとしている。

さらに、申立人は、事業主であるその父親とは別居しており、同一生計維持関係は無かった。

これらの事情を総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年2月から同年6月までは22万円、同年7月から同年9月までは26万円、同年10月から3年9月までは28万円、同年10月から7年9月までは26万円、同年10月から11年3月までは28万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和63年4月から同年9月までを34万円に、平成元年4月から同年6月までを38万円に、2年4月から同年6月までを41万円に、申立期間②のうち、3年12月から4年9月までを44万円に、5年9月及び同年10月を47万円に、同年11月を30万円に、同年12月から6年10月までを44万円に、同年11月から8年9月までを38万円に、同年10月から13年2月までを36万円に、申立期間⑤のうち、15年4月から16年1月までを47万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間⑥において標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間⑥の標準賞与額に係る記録について、平成15年7月15日を2万2,000円、同年12月15日を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から平成2年8月1日まで
② 平成2年9月10日から13年3月21日まで
③ 平成13年3月21日から同年10月1日まで
④ 平成13年10月1日から14年5月21日まで
⑤ 平成14年5月21日から16年2月21日まで
⑥ 平成15年7月15日及び同年12月15日

申立期間①については、B株式会社勤務の標準報酬月額が、申立期間②及び④については、C株式会社、申立期間③、⑤及び⑥については、株式会社A勤務の標準報酬月額が手元に残っている給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と違っている。

また、賞与からも保険料が控除されているのに記録されていないので、標準報酬月額及び標準賞与額の記録について訂正してほしい。

C株式会社と株式会社Aは、所在地も役員も同じ同一の会社です。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①におけるB株式会社については、申立人の厚生年金保険被保険者としての資格取得日及び申立人から提出のあった給与明細書により、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたものと認められる。
これを前提とした上で、当該事業所における標準報酬月額は、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額及び給与支給額から判断すると、申立期間①のうち、昭和63年4月から同年9月までを34万円に、平成元年4月から同年6月までを38万円に、及び2年4月から同年6月までを41万円に、それぞれ訂正することが妥当である。
なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、昭和62年10月から平成2年7月までの申立期間（後述の訂正不要とする期間を除く。）の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 申立期間②におけるC株式会社については、申立人の厚生年金保険被保険者としての資格取得日及び申立人から提出のあった給与明細書に

より、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたものと認められる。

これを前提とした上で、当該事業所における標準報酬月額は、申立期間②のうち、平成3年12月から4年9月までを44万円に、5年9月から同年10月までを47万円に、同年11月を30万円に、同年12月から6年10月までを44万円に、同年11月から8年9月までを38万円に、同年10月から13年2月までを36万円に、それぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述を得られないが、給与明細書、源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成2年9月から13年2月までの申立期間（後述の訂正不要とする期間を除く。）の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間⑤における株式会社Aについては、申立人から提出のあった給与明細書により、厚生年金保険料を翌月の給与から控除していたものと認められる。

これを前提とした上で、当該事業所における標準報酬月額は、給与明細書、源泉徴収票及び給与振込額において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間⑤のうち、平成15年4月から16年1月までを47万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述を得られないが、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成14年5月から16年1月までの申立期間（後述の訂正不要とする期間を除く。）の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間⑥における申立人に係る標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料額から、平成15年7月15

日の記録を2万2,000円に、同年12月15日の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主からの供述が得られないため、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

- 6 申立期間①のうち、昭和62年10月から63年3月までの期間、同年10月から平成元年3月までの期間及び同年7月から2年3月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除及び報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していること及び同年7月分については、同年の源泉徴収票により保険料控除が確認できないことから、記録を訂正する必要は認められない。
- 7 申立期間②のうち、平成2年9月から3年11月までの期間及び4年10月から5年8月までの期間については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。
- 8 申立期間③における株式会社Aについては、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。
- 9 申立期間④におけるC株式会社については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。
- 10 申立期間⑤のうち、平成14年5月から15年3月までについては、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年11月1日から3年6月1日まで
社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成元年11月から3年5月までの期間の標準報酬月額が、3年11月7日に26万円から6万8,000円又は8万円に引き下げられていることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年11月から3年5月まで26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年6月16日より後の同年11月7日付けで、代表取締役であった申立人の母、取締役であった申立人の弟と夫及び監査役であった申立人の4人の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を26万円から元年11月は6万8,000円、同年12月から3年5月までは8万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険庁において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は代表取締役の長女であり、当該事業所の監査役であったが、申立人の義弟の供述によると「申立人は、事務員として勤務しており、社内では何の権限もない存在であった。」としているほか、申立人は「監査役とは名ばかりで代表取締役である母から何の相談も受けたこともなく、

記録訂正も知らなかった。」と供述している。

このほか、申立人が遡^{そきゅう}及訂正に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出たとおり、平成元年11月から3年5月までを26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年10月1日まで

私は、株式会社Aに勤務し、申立期間当時、給料を約70万円から80万円もらっていた。ところが社会保険事務所の記録によると平成9年11月からの標準報酬月額が59万円から36万円に引き下げられている。納得できないので標準報酬月額を訂正前の金額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成9年11月から10年9月までは59万円と記録していたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月30日より後の11年1月7日付けで、9年11月にさかのぼって36万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の派遣社員として申立期間当時、B県の現場の管理者として勤務していたとしているほか、「事業所の社会保険事務担当者はC氏である。」と供述しており、当該事業所の取締役であったC氏は「社会保険の担当者であった。標準報酬月額の引き下げについて心当たりはないが、当時会社は経営状態が悪化して保険料が支払えない状態であった。」と供述していることから、申立人が減額訂正に関与していたことはいかえぬ。

このほか、申立人が^{そきゅう}遡及訂正に関与していたことをうかがわせる関連資料及周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成9年11月から10年9月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から50年12月までの期間及び51年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年9月から50年12月まで
② 昭和51年8月から53年3月まで

デパートを退職した昭和48年9月ごろA郵便局に行き自身で国民年金の加入手続を行い、その後保険料は、毎月自転車に乗って同郵便局に行き納付していたBに就職したとき及び同社を退職したときの厚生年金保険と国民年金の切替手続も同郵便局で行ったので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、デパートを退職した昭和48年9月ごろA郵便局に行き自身で国民年金の加入手続を行い、51年1月27日の資格喪失手続及び同年8月1日の資格再取得手続についても、同郵便局で行ったとしているが、郵便局で国民年金の資格得喪手続を行うことはできないことから、申立人の申述は不自然である上、社会保険庁の記録により51年1月から同年7月までの厚生年金保険被保険者期間は、61年4月3日に追加されたことが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年2月6日に払い出されており、手帳記号番号の払出時点からすると申立期間①の全部及び申立期間②の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしており、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から55年8月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和27年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年11月から55年8月まで

昭和47年*月*日に20歳となり子供が生まれるのを契機に、同年11月初め夫と一緒にA市役所に行って国民年金の加入手続をした。出産直前だったため夫が私に代わり書類を書いてくれた。

一括前納すれば割引制度があるとのことでB金庫C支店において付加保険料も一緒に前納した。支払ったはずの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月ごろA市役所で国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を付加保険料と共にB金庫C支店で納付したと主張しているが、申立人の国民年金加入手続は55年9月ごろであり、被保険者資格取得日は同年9月13日であることがA市の被保険者名簿により確認でき、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか申立期間の保険料（付加保険料を含む。）が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳から国民年金に加入後の昭和55年10月に付加保険料納付の申出を行っていることが確認でき、申述内容と異なる上、昭和48年度分の保険料を前納したとしているが、国民年金保険料額の変更に伴う年度途中の差額納付について覚えていないなど、保険料納付に関する記憶があいまいである。

加えて、申立期間が 94 か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政側の記録管理に不備があったと考えるのも不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年9月まで
昭和56年3月にA校を卒業して同年4月ごろにB区役所で国民年金の加入手続をした。57年10月に就職するまでしばらくはアルバイトをしていたが、その時のお金を持って定期的に郵便局に行き保険料を支払った。
確かに納めたはずの保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月に国民年金に加入し申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払い出しは61年4月であることが確認できることから、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は昭和57年3月23日に国民年金被保険者資格を喪失していることから、同年3月から同年9月までの7か月間は未加入期間となり、制度上保険料は納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年3月まで
20歳になった昭和44年*月ごろ、父がA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続をしてくれ、その後は町の集金人に保険料を納付していた。当時父は体調を崩していたため私がCの仕事で生計を立てており、私が親に渡した収入の中から父が両親と私の保険料を納めていた。

両親が自分たちの保険料だけ支払い、私の分は納付しなかったとは考えられないので、未納となっていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年7月ごろ、その父がA町役場で国民年金の加入手続をし、その後の保険料は町の集金人に納付したとしているが、国民年金手帳記号番号は51年8月に払い出されていることから、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、残余の期間は過年度納付によらなければ納付できない期間であるが、申立人はその父から過年度納付をしたと聞いた記憶は無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続や保険料を納付したとするその父は既に他界しており、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

さらに、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から7年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から7年3月まで

申立期間当時は大学生で学生免除制度があることを知っていたが、同居していた親や祖母の勧めもありA市役所B支所で加入手続をして、将来少しでも多く年金をもらうため付加保険も申し込み、最初の保険料を付加保険料と合わせてC金庫D支店で支払った。

その後はE農協やC金庫D支店でも納付したが、保険料はアルバイトで得たお金で工面した。定額保険料は納付してあるが付加保険料については申し込み記録及び納付記録が確認できないとの回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料及び付加保険料をE農協やC金庫D支店で納付したと申述しているが、申立期間当時A市では、一つの納付書で定額保険料と付加保険料の合計額を納付することとしていたことから、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していながら、定額保険料のみが納付済みと記録されることは考え難い。

また、申立人が付加保険料の納付の申出を行ったことをうかがわせる形跡が無く、かつ、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、申立期間は39か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政側の記録管理に不備があったと考えるのも不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで
申立期間について、夫は納付済みなのに私は未納となっている。夫婦二人分を一緒に手続していると考えられ、私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫とともに国民年金に加入したとしているが、夫の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月ごろに払い出され、申立人の手帳記号番号は52年4月2日に払い出されており、申立内容と異なっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度及び現年度納付により国民年金保険料を納付することは可能であったが、申立人は保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できず、申立人自身も国民年金の加入手続や別の年金手帳の交付についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から46年3月まで

A地に住んでいた大学2年生の時に、B県C市に住む両親から国民年金に加入したからと連絡があった。

加入手続及び国民年金保険料の納付については亡き父が行っており、母は自分たちも国民年金を未納にしたことはなく、子供のわずかな金額を未納にするわけがないと話している。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年9月に払い出されていることが確認できること、申立人の所持する領収証書により昭和48年度1年分の保険料が48年9月10日に現年度納付されていること、及び46年度、47年度の保険料が48年9月11日に過年度納付されていることから、同時期に加入手続を行い、この時点で時効となっていない46年度までの保険料を納付したと考えるのが自然である。

また、申立人はその父が申立期間の国民年金保険料を現年度納付したとしているが、そのために必要な別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていた申立人の父は既に他界していることから、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年7月までの期間及び同年11月から5年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から同年7月まで
② 平成4年11月から5年7月まで

私は平成4年5月に勤務先の合理化に伴う人員整理で希望退職した。職業安定所で失業保険の手続をした時に職員に勧められたので、市役所で国民健康保険、市民税の手続を行うとともに、国民年金にも加入した。その後の保険料納付は送られてきた納付書により、申立期間①は私が妻に指示をして納付させ、申立期間②以降は私が納付した。

私の厚生年金保険と国民年金の切替えに伴い、妻の国民年金の種別変更の手続も行っており、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年の会社退職と同時に国民年金に加入し、保険料を納付したとしているが、申立期間は平成9年7月に国民年金の資格取得及び資格喪失記録が追加されたために生じた未納期間であり、申立期間当時は未加入期間であることから制度上保険料を納付できない。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いこと、及び申立人は厚生年金保険の資格喪失に伴い国民年金の資格取得手続を行なったときに、A市役所の職員から厚生年金保険の記号番号を持っているので新しい国民年金手帳記号番号及び年金手帳は発行されないとされたとしていることから、申立人が基礎年金番号導入後の平成9年9月に行った加入手続と申立期間の手続とを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される平成9年9月の時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

加えて、口頭意見陳述により、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年4月までの期間及び42年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年4月まで
: ② 昭和42年7月から45年3月まで

中学1年生のころから、A区の伯父の家に住民票を移し、住んでいた。私が20歳になると、その伯父が私の国民年金の加入手続と、私が昭和44年5月に前妻と結婚するまでの国民年金保険料の納付をしてくれていた。結婚後は、しばらくの間保険料を納付していなかったが、子供が産まれた45年*月ごろに前妻がその父に借金をして、未納となっていた保険料を納付した。その後はその妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間①及び②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち昭和42年7月から44年4月までの国民年金保険料について、申立人は、中学1年生のころからA区の申立人の伯父の家に住民票を移し、20歳になるとその伯父が申立人の国民年金加入手続を行い、44年5月に前妻と結婚するまでの保険料を納付してくれていたとしているが、当時の申立人の住民票の除票は保存期間が満了しており、申立人がA区に住民票を移していたことの確認が得られない上、申立人の伯父は既に他界していることから、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②のうち昭和44年5月から45年3月までの国民年金保険料について、申立人は、その前妻がその父から借金をして保険料を納付したと主張しているが、申立人の前妻は既に他界していることから保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月ごろに払い出

されており、払出時点からすると、申立期間①及び申立期間②のうち 42 年 12 月以前は時効により納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したとする周辺事情も見当たらない。

加えて、B 市被保険者名簿の国民年金印紙検認票によると、申立人は第 2 回特例納付を利用して、昭和 50 年ごろに 45 年 10 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるが、その票の申立期間①及び②に当たる欄には「納入拒否」のゴム印が押されていることが確認できることから、申立人は、申立期間①及び②が未納であると知りつつも、当該保険料について納付しない意思を示していたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から52年3月まで

昭和48年12月ごろ、A区に転居した際に、以前からの両親の勧めで、国民年金に加入した。国民年金の加入手続はA区役所B出張所（正式名称は、C出張所。）で行い、その後、送付されてきた納付書を持参して同出張所で国民年金保険料を定期的に納付していた。52年にD市へ転居した際にも国民年金の住所変更手続を行い、その後も定期的に保険料を納付してきた。保険料の納付が、納付期限よりも遅れてしまったこともあったが、必ず納付してきた。国民年金手帳の資格取得日A区在住時の48年12月1日となっており、申立期間A区在住時のものであるため、A区からD市に転居する際に納付記録が消されてしまったとしか思えない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月ごろ、A区に転居してきた際に、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所において国民年金保険料を定期的に納付していたとするところ、B出張所は22年8月1日に開設され、同出張所において国民年金の加入手続及び保険料納付が可能であったことは確認できるが、A区において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、年金手帳の資格取得日は、国民年金の強制被保険者であればさかのぼることが可能であり、48年12月1日の資格取得の記載をもって保険料を納付したとする事情とまではいえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月21日にE社会保険事務所からD市役所に払い出された番号であることが、社会保険庁の記録から確認でき、この時点では、申立期間のうち50年9月以前の保険料については時効により納付することはできない。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料について、申立人の納付金額の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間が 40 か月と長期間である保険料を納付していたとする周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月までの期間、61 年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで
② 昭和 61 年 6 月
③ 昭和 61 年 8 月及び同年 9 月

申立期間①、②及び③については、A 区から B 市へ転居する前の平成 3 年 5 月 31 日に C 社会保険事務所で国民年金手帳を再発行してもらった際、国民年金保険料の未納分があれば納付したいと申し出て、B 市内の転居先に納付書を送ってもらい保険料を納付した記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社会保険事務所で平成 3 年 5 月 31 日に国民年金手帳の再発行を受けた際、国民年金保険料の未納分があれば納付したいと申し出て、B 市内の転居先に納付書を送ってもらい申立期間①、②及び③の保険料を一括納付したとしているが、国民年金手帳の再発行を受けた 3 年 5 月 31 日及び B 市に転居した 4 年 6 月の各時点では、申立期間①、②及び③は、時効により保険料を納付できない期間となっている。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間①の後の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの申請免除期間の保険料を平成 6 年 1 月 10 日に追納していることから、当該追納と申立期間の納付を混同している可能性がある。

さらに、申立期間②及び③について、社会保険庁の記録では、申立期間②の保険料が昭和 63 年 9 月 9 日にいったん収納されたが時効にかかっていたため、翌年の 61 年 7 月分に充当されており、申立期間③の保険料も 63 年 11 月 16 日にいったん収納されたが時効にかかっていたため、同

年 12 月 16 日に同期間の保険料 1 万 4,200 円が還付されていることから、申立期間②及び③は約 2 年後の 63 年時においても保険料が未納と認識されていたと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年3月までの期間、46年10月から49年3月までの期間及び49年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から45年3月まで
② 昭和46年10月から49年3月まで
③ 昭和49年4月から53年3月まで

申立期間①については、私がA市役所へ行き、国民年金への加入手続及び納付を済ませてきた。申立期間②については、妻が納付書で夫婦二人分を一緒に納付した。申立期間③については、B市役所から未納の通知があり、昭和52年に妻がB市役所まで行き、21万円前後を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市役所へ行き、申立人の国民年金への加入手続を行い、当該期間中に同市役所で国民年金保険料を納付したことがあるとしているが、申立人の国民年金手帳には申立期間について印紙検認した記録が認められない。

また、A市では、申立期間①中の昭和44年4月に保険料の徴収方法を印紙検認方式から納付書方式に変更しているが、申立人は当時の納付方式についての具体的な記憶が無い。

2 申立期間②について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により一緒に納付したとしているが、当該期間が納付済みとなっている妻の国民年金手帳には当時在住していたC市への住所変更を行った記録が認められるものの、申立人の国民年金手帳には、C市への住所変更を行った記録がみられない。

- 3 申立期間③について、申立人は、B市役所から保険料が未納である旨の通知があり、昭和52年にその妻がB市役所まで行き、当該期間の保険料として21万円前後の金額を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳には、B市へ住所変更を行った時期が53年3月15日となっており、52年当時には同市役所で保険料を納付できない上、納付したと記憶している21万円前後の金額は申立期間③の国民年金保険料額と乖離^{かいり}している。
- 4 また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から53年3月まで
申立期間については、A市役所から未納の通知があり、昭和52年に私がA市役所まで行き、21万円前後を納付した。申立期間が未納とされていることに納付できない。なお、昭和50年4月から51年3月までについては、申請免除の手続をした覚えはない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市役所から保険料が未納である旨の通知があり、昭和52年にA市役所まで行き、当該期間の保険料として21万円前後の金額を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳には、A市へ住所変更を行った時期が53年3月15日となっており、52年当時には同市役所で保険料を納付できない上、納付したと記憶している21万円前後の金額は申立期間の国民年金保険料額と乖離^{かいり}している。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年5月から同年10月まで

国民年金保険料については、母親に納付するように言われており、経済的な支援もしてもらってきた。A区役所で未納期間が1か月あると言われ、納付しようとしたら時効で納付できないと言われた記憶はあるが、今回、再度確認したら未納期間が6か月となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年5月にB市に住所移転して一人暮らしを始めて以来、その母親に国民年金保険料をきちんと納付するように言われ、経済的な支援も受けて納付してきたとしており、A区役所で1か月の未納期間があると言われ、納付しようとしたら時効で納付できないと言われた記憶はあるものの、6か月の未納期間があることは納得できないと主張しているが、申立期間の保険料の納付方法、納付時期、納付金額等に関する記憶があいまいであり、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

また、申立期間のうちの平成10年10月の保険料については、いったん納付されたものの、後日、還付処理がなされており、10年10月分及び同年11月分がともに12年12月7日に納付され、同年10月分のみ時効により還付されたものと推認され、同年10月の保険料は未納であったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 48 年 5 月まで

昭和 37 年の年末ごろ、友人の運送会社に転職した際に、A 区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、昭和 46 年 12 月に結婚するまでの期間は自分で納付し、結婚してからは妻が二人分の保険料を納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年末ころ、A 区役所で国民年金への加入手続を行い、その後、A 区及び B 区で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、申立人の国民年金への加入状況が不明である。

また、B 区在住期間の昭和 37 年 10 月から 43 年 2 月ごろの国民年金保険料の納付について、申立人は、当初、C 金庫（現在の D 金庫）の預金口座からの口座振替により納付したとしていたが、同区での保険料の口座振替による納付は 48 年 4 月からであり、保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、その後 B 区在住期間で独身時である 46 年 11 月までについても印紙検認方式による納付を行ったとしているが、同区では 45 年 10 月から納付書方式による納付方法に変わっており、当時の状況と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、結婚後の昭和 46 年 12 月以後の期間の国民年金保険料については、その妻が、二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、その妻からは申立人の保険料を納付していたことを裏付ける具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 30 日まで
有限会社Aには昭和 38 年 5 月 8 日から 39 年 4 月 30 日まで勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 30 日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して有限会社Aで働いていたと申し立てているが、商業登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、元事業主の長女からは「同社は平成 8 年に廃業し、20 年に父が亡くなって従業員に関する資料は残されていない。当時の事情が分かる人もほとんど亡くなっている。」との回答があった上、また、申立人と同時期に勤務していた元同僚に照会したところ、「申立人のことは思い出せない。当時同社で働いていた人は、皆さん亡くなっているので分からない。」との回答があり、申立人の勤務の状況を確認することができない。

さらに、B社会保険事務所が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロ画面）では、資格喪失日が昭和 38 年 10 月 1 日であることが確認でき、かつ、同原票の記載内容にも不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録の訂正については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 11 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで
② 平成 15 年 12 月 1 日から 16 年 2 月 15 日まで
③ 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 12 月 1 日まで

社会保険庁の記録によると、運転手として勤務していたA株式会社（平成 14 年 1 月 11 日入社、16 年 2 月 14 日退社）及びB株式会社（16 年 3 月 19 日入社、18 年 2 月 10 日退社）での各勤務期間のすべてにおいて、第 17 級以上の標準報酬月額となっているが、各勤務期間の大半は無給休業であったことから、給与から厚生年金保険料が控除されているのはおかしいので、申立期間の標準報酬月額を最低等級に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社及びB株式会社での給与明細書から、各事業主は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の定めにより、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

なお、申立人は、休業期間中は無給であるため、「厚生年金保険料を納付しなければならないということは、間違いである」としているが、同法は、被保険者の傷病による休職期間中において、無給であったとしても使用関係が継続していると認められる場合は、厚生年金保険料の納付が免除される規定は無く、標準報酬月額の変更届及び算定基礎届による同月額改定の対象ともならず、従前の標準報酬で計算した被保険者負担分を被保険者本人から徴収することとされている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立人が主張する標準報酬月額に訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 8 月から 24 年 10 月まで
社会保険庁の記録では、A市のBで勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C局から入手したD票によると、申立人が申立に係る事業所において昭和23年6月4日から24年10月15日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時、E施設に勤務する日本人従業員の労務管理については、昭和23年から24年にかけてE施設の所在する都道府県知事が「F所」を設立し、国の機関委任事務として事務手続を行ってきているが、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間に勤務していた当該事業所を管轄するF所は、24年4月1日付けで社会保険制度の適用事業所となっているため、23年6月4日から24年4月1日までの期間は、当該事業所の従業員として厚生年金保険に加入することができない期間である。

また、申立人は、当該事業所が社会保険制度の適用事業所となった昭和24年4月1日以降も当該事業所に勤務しているが、その期間は、当該事務所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、上司及び同僚の名前を記憶していないことから供述を得ることができないため、保険料控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月28日から同年9月20日まで
(株式会社A)
② 昭和39年9月20日から同年11月6日まで
(株式会社AのB工場)
③ 昭和39年11月24日から43年6月30日まで
(C株式会社)

社会保険事務所に行ったところ、脱退手当金を受け取ったことになっているとの説明を受け驚いた。会社に自分の印鑑を預けており辞める時に返してもらっていないので、誰かが勝手に当該手当金を請求し、受け取ったに違いない。第三者委員会でしっかり調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載されている女性のうち、昭和35年8月から45年5月までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者45名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28名について脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、同一日に支給決定されている者が見受けられることを踏まえ、申立人についても事業所による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から

約2か月後の昭和43年8月13日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所で確認したところ、昭和 45 年 11 月に A 株式会社 B 工場から同社 C 営業部に転勤した際の標準報酬月額がそれまでの 8 万円から 6 万 8,000 円に下がっていた。当時、給与を減額された記憶は無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社 B 工場から同社 C 営業部に異動した際の標準報酬月額が、それまでの 8 万円から 6 万 8,000 円に下がっているが、給与額が減額した記憶は無く、給与額に見合った標準報酬月額ではないと申し立てている。

しかし、申立人は、同社 B 工場から同社 C 営業部に異動した際に技術職から営業技術職に変わったと供述しており、事業主は、申立期間当時、営業関係の職種に変わると給与体系が変わるため、一時的に標準報酬月額が低くなることがあったと回答している。

また、申立人と同日付けで同社 B 工場から同社 C 営業部に異動した元同僚の標準報酬月額も、申立人と同様、8 万円から 6 万 8,000 円に下がっている。

さらに、C 営業部に勤務した男性 20 人の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立人を含む 10 人が事業所間の異動時に標準報酬月額が下がったことがあり、そのうち 4 人が C 営業部への異動時に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

加えて、社会保険庁が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を

確認しても、不自然な記録訂正はうかがえない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

A社B事務所に勤務した、昭和 44 年 1 月から同年 10 月末までの厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、同年 1 月 8 日から同年 3 月 31 日までの期間しか加入記録が無い旨の回答を受けた。事実を確認できる書類は無いが、夏場に汗びっしょりになって現場から帰り、シャワーを浴びていた職員の方々の様子を鮮明に覚えており、1 月から 3 月までの冬場のみの勤務では絶対ないと断言できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事務所において、パートで、事務補助として勤務していたと供述しているが、申立人と同時期にパートで勤務していた同僚の氏名を記憶していない。

また、同じ課内で勤務したとされる男性の正社員 3 人の氏名を供述しているものの、当該正社員 3 人のうち、一人は、社会保険庁のオンライン記録であるA社B事務所の職歴審査照会回答票に記録が無く、厚生年金保険の加入記録は確認できず、他の二人については名字しか記憶していないため、同僚から申立人の勤務実態を確認することができなかった。

そこで、社会保険庁の記録から、申立人の申立期間にA社B事務所において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる女性社員 3 人に照会したところ、当該女性社員全員が申立人の氏名に記憶がないと供述しており、申立人の勤務期間や事業主による保険料控除等、申立てに係る事実を確認で

きる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

一方、申立人は、A社B事務所に勤務した正社員の妻の紹介で入社したとしており、申立人の紹介者は、申立人について、申立期間に同社に勤務していたと供述しているが、申立人の入社時には既に退社しており、申立人の勤務実態及び保険料控除について事実を証明できる具体的な供述及び関係資料は得られなかった。

また、C年金基金へ照会したところ、申立人に係る人事記録及び給与関係書類は確認できず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届出及び保険料控除を明らかにできる関係資料も保管していない。

さらに、同基金では、申立人のD組合への加入記録は確認できないと回答しているほか、臨時雇用者等の厚生年金保険への加入手続について、加入の有無を含め、管轄局、時期及び雇用状況等により異なる旨回答していることから、当時、A社B事務所では臨時雇用者等の厚生年金保険への加入について、取扱いに差異があったことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月 1 日付けでA株式会社に入社した。当時、給与から社会保険料を控除されていたと記憶しているが、厚生年金保険加入記録では、同年 10 月 1 日に資格取得となっている。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 48 年 10 月 1 日であり、申立人の厚生年金保険資格取得日も同日となっており、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、A株式会社は既に解散し、当時の事業主も死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同じ昭和 48 年 4 月 1 日に入社したとする複数の同僚は、同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得しており、これらの同僚の中には、入社時は社会保険が完備しておらず、厚生年金保険の適用事業所になる準備中であつたと供述している者もいる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 7 月 26 日まで

A会のB所に勤務しており、途中で経営者の変更があったが、その変わった時点(昭和47年9月1日)からの加入記録が無い。私はそのままの条件で勤務し昭和48年7月25日に退職した。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA会のB所の経営者は途中で変更したが、雇用形態や勤務条件に変更なく申立期間も継続して勤務していたと主張しているところ、A会提出の臨時総会議事録に昭和47年8月31日に「B所」を閉鎖し、同年9月1日に譲渡した旨の記載があり、同C所の譲受者の家族及び同僚の供述からも、申立てのC所が同日に譲渡されたことが確認でき、申立人提出の写真及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が、同年9月1日以降もB所と同場所にあるC所で勤務していたことがうかがえる。

なお、雇用保険の被保険者記録にも、事業所名は不明であるが、離職日(A会の勤務期間と重複する事業所は本記録のみ)が昭和47年8月31日との記載がある。

一方、D社会保険事務局では、上記C所の譲受者の家族及び同僚が供述した診療所名に該当する事業所は適用事業所名簿に無いとしており、同C所の譲受者の家族も同C所は個人経営で厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨の供述をしており、同僚からも同様の供述が得られた。

また、A会提出の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書に記載の資格喪失日は昭和 47 年 9 月 1 日であり、社会保険事務所が保管する同会に係る被保険者名簿に記載された資格喪失日と一致する上、同被保険者名簿には健康保険被保険者証を返納した記録もある。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
社会保険庁の記録によると、A株式会社に勤務した期間のうち、平成 3 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。毎年 9 月末日が決算日で 10 月及び 11 月は決算報告の準備期間である。決算期間内で役員報酬を変更することはない。3 か月のみが減額訂正されていることに納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格照会記録回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 9 月 3 日）以降の 4 年 9 月 17 日付けで、3 年 10 月から同年 12 月までの申立人の標準報酬月額が 53 万円から 11 万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は商業登記簿謄本において、A株式会社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の減額訂正について知らなかった、社会保険料も平成 4 年 8 月分まで完納したので滞納は無かったと主張している一方、厚生年金保険の標準報酬月額が減額訂正された同年 9 月に当該事業所が不渡りを出し、債権者に従業員の給与の確保と公租公課の支払を優先することで同意を得、これらの整理を申立人自ら行ったと供述していることから、当時、厚生年金保険料の滞納はあったと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負って

いる代表取締役である申立人が、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額訂正に関与しながら当該減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月1日から43年2月1日まで
② 昭和50年10月1日から52年10月1日まで
③ 昭和53年2月1日から同年10月1日まで
④ 昭和56年7月1日から57年3月1日まで

申立期間①及び②はA有限会社、申立期間③及び④はB社において、厚生年金保険に加入していたが、これら申立期間について厚生年金加入記録が漏れている。また申立期間②から④までにおいては、国民年金への加入記録があるが、国民年金に加入手続をした覚えはなく、厚生年金保険に加入していると思っていたため、国民年金保険料を納付したことが無い。厚生年金保険加入記録をきちんと調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人はA有限会社に勤務していたと主張しているが、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書、同喪失確認通知書の控えにより、申立人の厚生年金保険被保険者期間が昭和37年2月1日から40年8月1日までの期間と、55年2月1日から56年7月1日までの期間であり、ほかに被保険者期間はないと供述しており、この被保険者期間は社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

なお、申立期間①について、A有限会社に厚生年金保険被保険者期間を有する同僚の供述により申立人が当該事業所に勤務をしていたことがうかがえるものの、申立期間②について厚生年金保険被保険者期間を有する同僚の供述は得られず申立人の勤務はうかがえない。

また、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立期間①及び②において、雇用保険被保険者記録は無く、また、当時当該事業所が加入していたC保険組合は、保存期間の経過により資料が無く、申立期間の記録を確認できないとしている。

- 2 申立期間③及び④について、複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がB社(現在は、D株式会社)に、勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚の供述によると、入社3か月は見習い期間のようなものがあり、厚生年金保険への加入はできなかつたとし、その後も3か月ごとに、本社の関わった評価があり、厚生年金保険への加入は成績次第であったとしている。

また、事業主は、申立人に係る申立期間③及び④の保険料控除の有無が確認できる資料及び就業規則等の事実関係の分かる資料は保存年限超過により確認できないとしている。

さらに、雇用保険被保険者記録も無く、また、E保険組合(現在は、F保険組合)は、申立人の申立期間③及び④に係る加入記録は無いとしている。

- 3 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

株式会社Aにおいて、平成 15 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 23 日に解雇されるまで継続勤務していた。同社在職中から、事業主に対して社会保険への加入を希望していたが拒否されていた。解雇後に、B 社会保険事務所へ相談に行き、18 年 9 月 1 日から 20 年 8 月 24 日までの期間について、被保険者資格の遡^{そきゅう}及取得が認められた。勤務期間のうち、資格の取得が認められた期間以外の期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所とされたのは平成 2 年 10 月 1 日であり、適用事業所ではなくなったのは 20 年 10 月 1 日であることから、同社が申立期間において、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書及び同社の顧問会計事務所が提出した源泉徴収簿により、同社における申立人の申立期間における継続勤務が確認できるものの、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、同社は既に解散しており、元事業主及び同社解散時に厚生年金保険の被保険者であった二人の同僚に問い合わせたが、具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は被保険者以外の同僚がいたと供述しているものの、その

氏名を記憶しておらず、供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、そのすべての期間について保険料を納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 10 日から 33 年 4 月 9 日まで
中学校卒業（昭和 32 年 3 月 20 日）後、すぐにA株式会社に入社した。
社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入日は昭和 33 年 4 月 10 日になっているが、入社した時から厚生年金保険に加入していると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚5人の氏名を記憶しており、当該同僚も社会保険庁が保管するA株式会社の事業所別被保険者名簿で確認できること、及び同僚照会に回答した7人（申立人と同様、昭和32年3月に中学校を卒業してすぐに当該事業所に入社した同僚4人、及び高校卒業後同年3月又は同年4月に当該事業所に入社した同僚3人）のうち6人は申立人が当該事業所に勤務していたことを記憶していることから、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人と同時期に当該事業所に入社した上記の同僚7人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、社会保険庁の記録により、いずれも昭和33年4月10日であることが確認できる。

また、上記の同僚7人中3人は、当該事業所においては入社後1年間くらいは厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

加えて、当該事業所の所在地が不明であり、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の事情を確認することができなかった。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月から 9 年 12 月ごろまで

A市にある株式会社B（現在は、C株式会社）に、57歳のころから正社員として勤務した。仕事は服地の販売で、1日5時間、週に6日、月に25日勤務した。1年間勤務したことははっきり記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社が保管していた同社D店の手書きの社員名簿には、申立人はパートとして平成8年11月5日に入社し、9年12月2日に退社している旨の記載があり、申立人が同店にパートとして勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業主は、平成8年4月以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同年10月以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しているが、これら確認通知書には、申立人を含め同時期に入社したパート社員名の記載が無いことから、申立人を含むパート社員については厚生年金保険の届出は行っていないと回答している。

また、事業主は、申立人に係る資料は手書きの社員名簿のみで、厚生年金保険料の控除に関する資料は保管していないとしているが、同名簿により、申立人と同時期に勤務し、同じくパートとして記載のある複数の従業員は、勤務当時はいずれも国民年金に加入し、第1号被保険者として国民年金保険料を納付しているか、又は、第3号被保険者となっていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人も、申立期間を含む平成5年11月1日から11年6月9日

まで国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが社会保険庁の記録から確認できる上、5年11月1日から現在に至るまで、E市の国民健康保険に加入していることが同市の国民健康保険課の回答書により確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い上に、申立人の意向で同僚照会もできないため、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 12 月 21 日まで

申立期間①について、A株式会社には、前の会社を辞めた直後の昭和 43 年 1 月に入社し、営業を担当していたが、事業所が B から C に移転するまでの期間が欠落しているので調べて訂正してほしい。

申立期間②について、D株式会社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、59 万円から 9 万 8,000 円に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 9 年 12 月 21 日以降の同年 12 月 26 日にさかのぼって訂正されている。同社では、自分の標準報酬月額の変更を届け出た記憶は無い。誰がしたのか、届出書があれば、筆跡等が分かるので提示してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、当時の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことがうかがえるが、申立期間①は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であり、当時従業員数は社長を含め 4 人であったと供述していることから、強制適用事業所でなかったと考えられる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡していることから、供述を得る

ことができなかつた。

さらに、社会保険事務所の保管する事業所別被保険者名簿により、入社日が新規適用日(昭和43年11月1日)の者で住所が判明した二人に照会をするも、回答が無いため、申立期間①中の申立人の勤務実態及び社会保険料の控除等について確認することができなかつた。

加えて、当該事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人のD株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年5月から9年12月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月21日以降の同年12月26日付けで申立人、申立人の妻及び他の取締役を含む3人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合、59万円から9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿謄本から、申立人が当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は「平成9年12月10日ごろ1回目の不渡りを出したが、客先から差押状がきていると連絡があり、税金か社会保険料か分からないが、あわてて支払い、差押解除の手続をとった。その間、社会保険事務所とは面識も無く話をしたこともない。」と供述している。

さらに、申立人は、このような遡及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしているが、申立人は、同社の代表取締役として、上記の自己及びほかの二人の標準報酬月額の遡及訂正の届出について、知り得る立場にあり、また、知らなかつたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂

正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 10 年 11 月 24 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社 A において被保険者であった平成 3 年 3 月 1 日から 10 年 11 月 24 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社 A の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本により認められる。

また、申立人は、申立期間については、賃金台帳から、平成 3 年 3 月から 6 年 10 月まで 53 万円、同年 11 月から 10 年 10 月まで 59 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の平成 10 年 11 月 24 日付けで、3 年 3 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 10 年 10 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、「社会保険事務所に対する標準報酬月額の減額手続を行ったのは当時の経理担当者であり、自分は知らなかった。」と供述してい

るが、当時の経理担当者や同社の役員、同僚などに対して「照会はしないでほしい。」としているために、申立期間当時の事業所状況等を把握することができなかった。

一方、申立人は、申立期間当時、会社の経営が苦しく厚生年金保険料を滞納していたことを認めている上、社会保険料の負担があまりにも重いので、社会保険事務所に相談したことがあると供述していることから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該行為が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社において被保険者であった平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 3 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 12 年 3 月 21 日）の後の 12 年 4 月 3 日付けで、11 年 3 月から 12 年 2 月までの 12 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって 41 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険事務所から滞納についての呼出しを受けた際に、「社会保険事務所の職員から、保険料の滞納分を調整するから書類に押印するように言われた。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為につい

ては責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 12 年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、株式会社 A に勤務していた平成 8 年 1 月 1 日から 12 年 8 月 1 日までの標準報酬月額が、実際の給与と大きく異なっていた。当時の給与明細書を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人から提出された平成 8 年 1 月分から 12 年 7 月分までの給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額を確認したところ、申立人の申立期間に係る社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社における申立期間の標準報酬月額が 30 万円に引き下げられているが誤りである。申立期間の標準報酬月額は 50 万円であると思うので、実際の金額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 4 年 4 月から 5 年 1 月までは 30 万円と記録されているところ、申立事業所である A 株式会社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日 (平成 5 年 2 月 28 日) 以降の同年 3 月 3 日付けで、申立期間について、さかのぼって 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立事業所に係る商業登記簿謄本から、訂正処理が行われた時点においては、申立人が申立事業所の代表取締役、その妻も申立人の前任の代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人の妻は、申立当時の A 株式会社について、「申立期間の経営状況は順調だったと思う。給料日にはいつもどおりの金額をもらっていた。私は名前だけの役員であり、当時の会社のことは主人がやっていたので分からない。社会保険料の滞納があったのかどうかも分からない。」と供述しているが、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点の被保険者は申立人のみであり、ほかに同社が契約していた社会保険労務士等の存在も無く、申立人

が申立ての保険料を納付していたことを示す関係資料も無い上、当該保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、「厚生年金保険に関する手続はすべて主人が行っていた。」と供述していることから、申立人は、厚生年金保険について標準報酬月額記録の訂正に関与及び同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理を有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 36 年 11 月 13 日から 37 年 11 月 26 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 13 日まで
④ 昭和 42 年 3 月 13 日から 45 年 11 月 11 日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給したことになっているが、請求した覚えは無いし、受け取った記憶も無い。何度も社会保険事務所に電話し、相談に行って調べたが、これ以上できることがなく、今回の申立てに至ったので、調査をよろしくお願いします。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、A株式会社を退職した約1年後の昭和46年10月7日に旧姓から新姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年12月21日に支給決定されていることを踏まえ、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものとするのが自然である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。